

富山県バスケットボール協会 加盟・登録規則

(目的)

第1条 この規則は、富山県バスケットボール協会規約第6条に基づき、富山県バスケットボール協会（以下「県協会」という。）の加盟・登録料などについて定めることを目的とする。

(競技者登録)

第2条 正規登録チームは、競技者を県協会及び公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「日本協会」という。）に登録しなければならない。

2 登録していない競技者は、県協会及び日本協会（各加盟団体等を含む）が主催又は主管する大会に参加することができない。

(チーム種類)

第3条 登録チームの種類は次のとおりとする。

- (1) 実業団 富山県実業団バスケットボール連盟に所属するチーム
- (2) クラブ 富山県クラブバスケットボール連盟に所属するチーム
- (3) 教員 全日本教員バスケットボール連盟に所属するチーム
- (4) 家庭婦人 富山県家庭婦人バスケットボール連盟に所属するチーム
- (5) 大学 全日本大学バスケットボール連盟に所属するチーム
- (6) 高専 一般社団法人全国高等専門学校連合会に所属するチーム
- (7) 高校 富山県高等学校体育連盟バスケットボール専門部に所属するチーム
- (8) 中学校 中学生によって構成するチーム
- (9) ミニ 富山県ミニバスケットボール連盟に所属するチーム
- (10) その他 前各号に該当しないチーム

(登録料等)

第4条 登録チームは、次の表のとおり登録料等を県協会に納入しなければならない。ただし、小学生3年生以下の競技者は、この競技者登録料の競技者から除くものとする。

チーム種類	登録料等の金額（(ア) + (イ)）	
	チーム登録料 (ア)	競技者登録料 (イ)
(1) 実業団	15,000 円	競技者数×200 円
(2) クラブ	15,000 円	競技者数×200 円
(3) 教員	15,000 円	競技者数×200 円
(4) 家庭婦人	15,000 円	競技者数×200 円
(5) 大学	15,000 円	競技者数×200 円
(6) 高専	15,000 円	競技者数×200 円
(7) 高校	8,000 円	競技者数×200 円
(8) 中学校	2,500 円	競技者数×200 円
(9) ミニ	1,000 円	競技者数×200 円
(10) その他	15,000 円	競技者数×200 円

2 前項に規定するもののほか、日本協会及び所属の各連盟等が定めるチーム加盟料並びに競技者登録料を日本協会に併せて納入しなければならない。

3 納入の方法は、県協会が別に指定する方法で納入するものとする。

(登録時期)

第5条 チーム代表者は、毎年度5月末日までに別に定める手続によりチーム及び競技者を登録しなければならない。

(罰則)

第6条 第2条、第4条及び第5条の規定に違反した場合は、富山県バスケットボール協会規律委員会規程に基づき処罰するものとする。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の規定は、平成 24 年度の登録から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。